

仕 様 書

環境政策局適正処理施設部施設管理課

(担当 市場、横川 電話 222-3964)

件 名	令和8年度 水垂埋立地構内除草・排水溝清掃・樹木伐採せん定業務
契 約 期 間	契約の日の翌日～令和9年3月31日
契 約 条 件	別添のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度水垂埋立地構内除草・排水溝清掃・樹木伐採せん定業務

2 委託契約期間

契約の日の翌日～令和9年3月31日

3 実施施設

水垂埋立地のうち、除草26か所、水路スクリーン及び排水溝清掃（京都市伏見区淀水垂町）

※ 除草26か所の場所、範囲、面積及び除草回数については、【別表】、【別図1】、【別図2】
のとおり

水路スクリーン及び排水溝清掃の場所、回数については、【別図2】のとおり

4 作業日時

(1) 作業日

基本は平日（月曜日～金曜日）作業とする。

ただし、地域行事等の開催により、休日（土・日曜日）及び祝日に作業を振り替える場合がある。その場合は別途指示することとする。

(2) 作業時間

原則として、午前9時から午後5時までとする。

なお、作業場所により、作業時間を指定する場合がある。

5 業務内容

水垂埋立地内及びその周辺の除草、排水溝の清掃及び本件業務（除草・清掃）をするうえで、支障となる樹木の伐採・せん定（除伐）を行う。詳細については、別途指示する。

6 除草等

(1) 除草位置等

地表面から5～10cmとする。

なお、特定外来生物に指定されている植物（オオキンケイギク等）については、可能な限り、増殖しない手法により、除去すること。

(2) つた等つる性植物の除去

除草作業範囲において発生しているフェンスや樹木等に繁茂するつた等つる性植物も雑草として除去すること。除去困難な場合は、最低限根を除去し、樹木の発育に阻害を及ぼさないようにすること。

なお、除草箇所21及び本市が指定する箇所について、木やフェンス等につた等つる性植物が特に多く発生していることから、最低限除去した後、薬剤等で根を枯らす作業を行うこと。

(3) 除草剤の散布

除草箇所22、23、24のコンクリート又はアスファルト布設部分や道路沿いに除草剤を散布すること。また、その他本市が指定する箇所においても、除草剤を散布すること。

散布に当たっては、構造物等周辺に影響が出ないよう十分に配慮すること。

(4) 水路スクリーンの清掃

【別図1】に示しているグラウンド南・北の水路に設置しているスクリーン(1,300mm×1,250mm) 2か所に付着している雑草やごみ等は、年4回(6月、9月、12月、3月)取り除くこと。

(5) 排水溝の清掃

【別図2】に示している排水溝に付着している雑草、ごみ及び堆積土砂は、除草時期に合わせて取り除くこと。

なお、除去した堆積土砂については、表面排水に支障を来さないよう、排水溝の近傍に敷きならすこと。

(6) 樹木の伐採・せん定(除伐)

除草作業実施に当たり、支障のある樹木については、本市の許可を得たうえで伐採・せん定(除伐)を行うこと。

7 作業実施に当たっての注意事項

本作業の実施に当たっては、次の点に十分注意のうえ作業を進めること。

(1) 作業手順等

ア 指示後の各作業期間については、導入機器や作業人数等、具体的な作業計画を作成すること。

イ 作業計画に基づいた作業日程の遵守は当然のこととし、遅延等の発生防止のため、作業人員・体制を増強するなどのフォローアップ体制を整えること。

ウ 作業計画を作成するに当たって、気象条件、その他事由により作業が中止になることを考慮すること。それでもなお、作業日程が遅れる場合は、本市と協議すること。

エ 原則として、着手した作業場所については、完了するまで継続して作業を行うこと。

オ 作業実施に当たっては、従事作業員はもとより、周辺住民や器物等に対して十分な安全対策を講じること。

カ 作業により事故が発生した場合、本市に事故発生の原因及び状況を速やかに報告するとともに、相手方に誠意ある対応を行うこと。

(2) 住宅地周辺に関する注意事項

ア 住宅地周辺に関しては、可能な限り短期間(5日間程度)で作業を終了させること。

イ 作業実施に当たり、周辺住民の意向を確認すること。

ウ 周辺住民の意向を確認し、作業範囲内の作業を実施しない場合は事前に本市へ連絡し、承認を得ること。

エ 住宅地周辺や通路等、車両や歩行者が通行する場所での作業においては、最大限の安全対策を講じること。

オ 周囲の美観を損なわないよう、丁寧な作業を心掛けること(住宅地との近接地の草刈りの際は、周辺の環境と調和が取れた仕上がりに配慮すること。)

カ その他、除草作業に伴い、周辺住宅に影響を及ぼす事象が発生した場合は、本市と協議のうえ、受託者の責任において対応すること。

(3) 安全確認について

作業の実施に当たり、事前に作業範囲の安全確認を行い、倒木のおそれのある樹木等異常を発見した場合、速やかに本市に連絡すること。

(4) 場内への入退場

鍵等の管理については、受託者において責任を持って行うこと。

8 雑草等の処理

(1) 除草後の刈草及び伐採木、せん定枝等

受託した業務により発生した刈草等については、速やかに受託者において処理すること。再資源化可能な伐採木、せん定枝及び刈草については、原則、本市の再生処分の許可を持つ再資源化施設に搬入し、リサイクルすること。

(2) 不法投棄ごみ等

除草作業に支障を来す大型ごみ等の不法投棄があった場合、速やかに本市に連絡し、本市からの指示に従うこと。

9 完了報告等

(1) 作業前報告・完了後報告

各作業の着手前には、必ず本市の職員に連絡すること。また、各作業の完了の翌週金曜日（金曜日が休日の場合、翌平日）までに別紙を提出し、本市職員の確認を受けること。

(2) 作業写真

各作業の完了の翌週金曜日（金曜日が休日の場合、翌平日）までに作業の着手前及び完了後の写真を添えて提出すること。また、契約期間終了後には、各時期及び場所毎にまとめて作業の着手前及び着手後の写真を提出すること。

10 支払方法

契約期間の終了後、契約金額を、受託者からの適法な支払請求書を受領したときから30日以内に支払うものとする。

11 損害の賠償

受託者は、受託者の責に帰する理由により施設等を損傷させた場合、受託者の責任において復旧すること。また、事故等が発生した場合、原因及び状況等について速やかに文書にて報告すると共に適切な対策を講じること。

12 その他

(1) 受託者は、本市の合意がなければ、第三者に対して本契約により生じた権利義務の譲渡又は業務の再委託をすることはできない。

(2) 受託者は、当該業務に関わる範囲以外の場所に無断で立ち入らないものとする。

(3) 業務上における安全衛生に関する管理は、受託者の責任において、関係法令に従い行う。

また、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理する。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。

【別表】

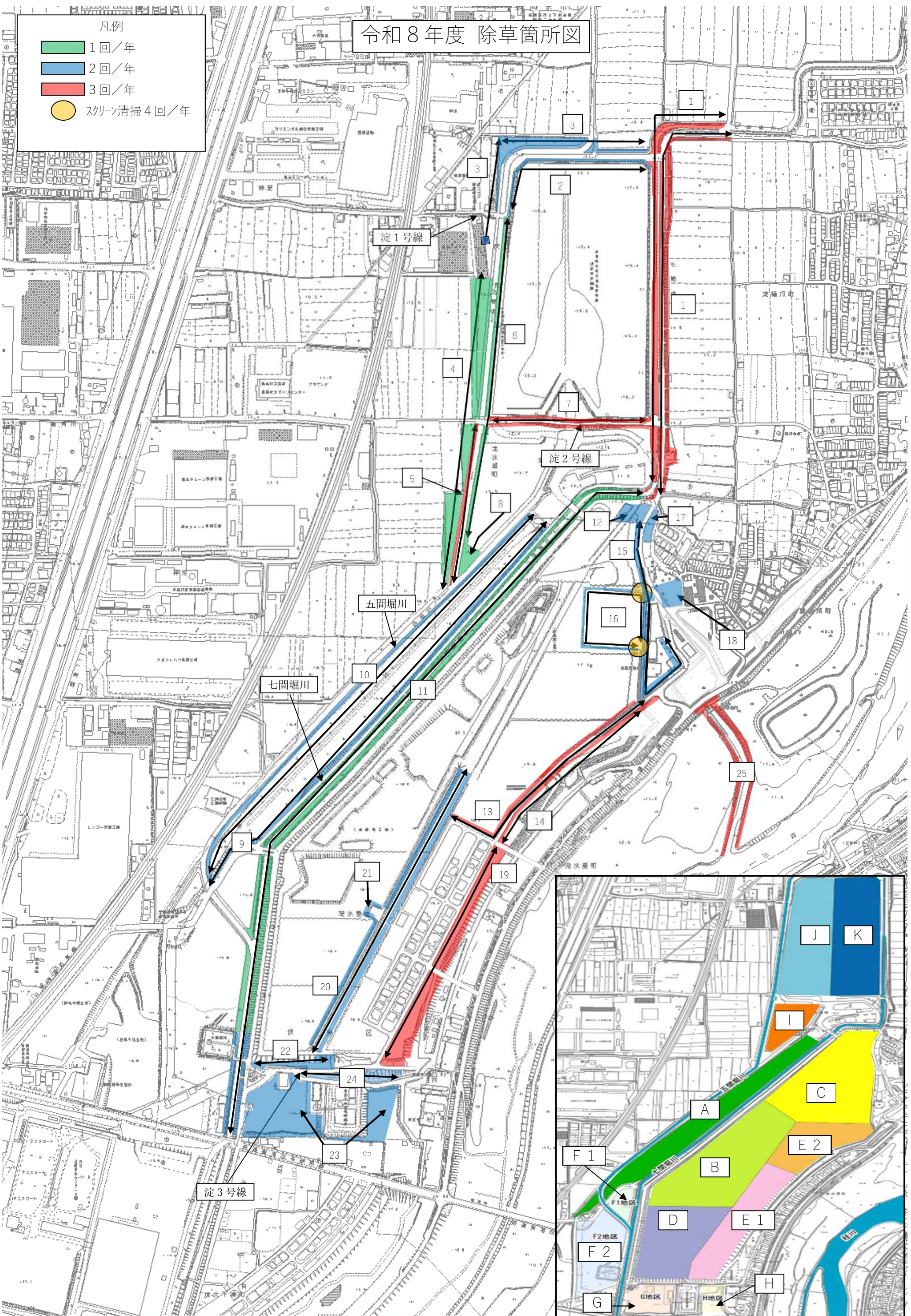
令和8年度 除草場所一覧

	場所	範囲	回数	面積(m ²)	延面積(m ²)
1	七間堀道路沿い	全面	3	7,730	23,190
2	拡張地(JK)北側植込	全面	2	420	840
3	拡張地(JK)外側緩衝緑地(Jは淀1号線以北)	全面	2	2,500	5,000
4	拡張地(IJ)外側緩衝緑地(Jは淀1号線以南)	全面	1	6,180	6,180
5	拡張地(I)のうち外側緩衝緑地	右岸から1m	3	250	750
6	拡張地(IJ)西側植込(淀1号線から南)	全面	1	700	700
7	淀2号線両側	全面	3	930	2,790
8	拡張地(I)擁壁南側	全面	1	560	560
9	A地区東側擁壁沿い	擁壁から5m	2	3,800	7,600
10	A地区西側外五間堀沿い道路	全面	2	4,566	9,132
11	七間堀川両側法面	全面(最南端(宮前橋通~墓地北側まで)は年2回)	1(2)	15,000	17,000
12	旧処分地北側	全面	2	600	1,200
13	水垂町北側取付け道路西側	道路西側幅3m	3	1,100	3,300
14	水垂町北側取付け道路東側	道路東側幅3m	3	1,200	3,600
15	グランド北側及び南側緩衝緑地	全面	2	650	1,300
16	グランド外周	外周ネットから5m	2	1,200	2,400
17	樋爪公園北側緑地帯	全面	2	500	1,000
18	樋爪町広場外周他	外周ネットから5m、ふれあい広場周辺、排水機場内	2	1,285	2,570
19	水垂町街区東側植栽帯及び植栽帯以東	全面	3	10,000	30,000
20	旧処分地東側(水垂町街区外周西側)	外周ネットから管理用通路及び管理用通路西側から法面上部まで	2	7,650	15,300
21	旧処分地東側展望台	展望台周囲法面	2	400	800
22	旧処分地南側(淀3号線北側)	寺南側の一部	2	2,000	4,000
23	排水処理場東側・西側	全面	2	12,500	25,000
24	淀3号線南法面	全面	2	1,700	3,400
25	排水樋門から桂川まで	水路両側・法肩から5m	3	3,100	9,300
26	処分地内排水溝周り	排水溝の両側2m	2	15,400	30,800
				合計	207,712

注) 作業時期については、別途指示する。

令和8年度 除草箇所図

- 凡例
- 1回/年
 - 2回/年
 - 3回/年
 - スクリーン清掃 4回/年



令和8年度 排水溝清掃及び排水溝周りの除草箇所図

凡例

2回/年

